

琴浦町人権施策基本方針(案)に関するパブリックコメント実施結果

- 1 意見募集の期間 令和3年12月22日(水)～令和4年1月7日(金)
- 2 周知方法 町ホームページ、役場本庁舎・分庁舎・まなびタウンとうはく、東伯・赤碕文化センター
- 3 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	役場へ持参	計
—	3人(3件)	1人(10件)	6人(24件)	10人(37件)

- 4 意見の内容と対応方針
 対応方針 ①反映する(一部のみ反映するものも含む) ②すでに盛り込み済み ③今後の課題検討 ④その他(意見等)

件数	ページ及び人権分野	提出された意見	応募意見に対する回答	
1	P1 3段目 人権をめぐる社会の動き	～保障しています。の次に挿入すべき 昭和40年8月11日、内閣総理大臣に対して同和対策審議会は、同和問題の本質について「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位に置かれ、現代社会においても、なお、いちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と述べ答申しました。その後、昭和44年7月10日、同和地区住民の社会的、経済地位の向上を不当に阻む諸要因を解消するという目標をもった同和対策事業特別措置法が制定されました。以来、33年間、同和問題の解消は国の責務であり、国民的課題と位置付けられ、実態的差別及び心理的差別の解消を目指し様々な施策が取り組まれてきました。	人権をめぐる社会の動きではさまざまな人権問題の社会の動きを記載しているため、同和対策審議会答申から同和対策事業特別措置法等の経過については、ここでは簡潔に記載し、詳細は分野別施策の推進の5. 部落問題に記載します。	
2	P1 3段目 人権をめぐる社会の動き	しかし、の次に挿入すべき 町民へ同和行政及び同和地区住民に対する誹謗中傷や差別を煽るような文書配布が公然と行われるなど、依然としてさまざまな～	インターネット上のさまざまな情報が掲載されている件については、3番の意見と合わせて記載します。	

件数	ページ及び 人権分野	提出された意見	応募意見に対する回答	
3	P1 3段目 人権をめぐる社会の動き	その下のインターネットの次に挿入すべき インターネット上に同和地区の存在に関わる情報が掲載されており、身元調査や同和地区の所在調査に悪用される等の新たな人権課題～	インターネット上のさまざまな情報が掲載されている件については、2番の意見と合わせて記載します。	①
4	P3 基本理念	琴浦町は人権重視の謳いながら一方で軽んじるダブルスタンダードな状態。人権条例の基本として”基本理念”の中に、行政は民意を真摯に聞き町民の健康で文化的な生活と環境を担保することを今高らかに本条例で町民に約束すべきだ。	令和3年4月1日に施行された「人権尊重の社会づくり条例」は、これまでの「琴浦町あらゆる差別をなくする条例」に代わる新たな条例として条例の理念や施策の方向性を明記しました。 また、この条例では町の施策を推進する責務を明確にするとともに、町民と町との協働・町民の主体的な役割を定めています。	④
5	P3 基本理念	”基本理念”にグローバルな視点での現在自由主義世界が非難している中国共産党によるウイグル、チベットで行われたジェノサイド、民族同化政策、強制不妊治療、強制収容、臓器狩りなどを避難する声明を明記すべきだ。議会でも非難決議案を可決する気合がほしい。近隣諸国の中には国際ルールを無視し人権軽視で他国の侵略をもくろむ国が実存する事実を注意喚起すべきだ。全般的に正善説前提すぎる。	本基本方針（案）は、さまざまな人権問題を網羅的に記載し、今後の施策の方向性を記載しています。 さまざまな人権問題について常にマイノリティ（少数者）の人たちに配慮した人権尊重の社会づくりに努めてまいります。	④
6	P4 体系図	分野別施策の推進で5、部落問題を1番にするべき 同和対策審議会答申以来、部落問題の解消の取り組みは他の多くの人権課題を掘り起こし当事者の願いや思いを共有し様々な差別解消へと実践されてきたが、差別の本質が他の人権課題と違い、今日なお部落差別が根強く存在しているから	すべての人権問題が並列だという認識のもと、国の順番に準じて記載しています。	④
7	P5 人権施策の推進方針	人権施策の推進方針に、部落問題の解消が具現化されていないので、部落問題の解消は自らの課題として人権教育及び人権啓発を推進していくことを明確にするべきです。	ここでは、部落問題も含め、さまざまな人権問題の解決に向けた教育・啓発を推進していくことを記載しています。	②

件数	ページ及び人権分野	提出された意見	応募意見に対する回答	
8	P5 人権施策の推進方針	<p>”人権施策の推進方針”で教育を監視する機能を記載すべきだ。琴浦町で行われた偏った教育を監視する機能が無いので過去自虐史観の強要が小学生におこなわれた過去をわすれてはならない。小学生（私の息子）の生徒に”原爆投下は日本が悪い”と答えないと帰宅させないかった先生がいた事実を直視すべきだ。無垢の心で”アメリカが悪い”と答へ続けた彼の心は蹂躪された。教育啓発推進の陰で偏った反日教育や自虐史観教育が行われないようにするべき。その小学生は大人になってもその薄暗い教室風景がフラッシュバックするという。私はこの話を最近息子から聞き絶望した。琴浦町の教育って間違ってますか？教育委員会って何してるんですか？必要ですか？このような恐ろしい卑劣な洗脳教育が実際琴浦町地内で行われていたのです。</p>	<p>いただいたご意見は教育委員会内でも共有させていただきます。</p>	
9	P5 1 教育・啓発の推進 ①就学前	<p>”①就学前”に”自分 や友だちを大切”とあるがなぜ家族を入れないのか？明示的に外しているとする大問題だ。</p>	<p>家族との関わりについては④家庭に記載しております。</p>	
10	P6 人権施策の推進方針 ①就学前	<p>就学前の施策の基本的方向に次の視点を挿入すべき</p> <p>今日のような様々な差別や人権課題を踏まえ、次世代の子どもたちに差別を見抜き、差別を許さず、差別を解消できる。自らの生活を切り拓いていくことのできる力を育てるため ○健康でしなやかなからだづくり○基本的な生活習慣の確立○高い知的能力の保障○解放の思想を支える豊かな感性等の育成に努めます。</p>	<p>さまざまな人権問題を解決していくには、次世代を担う子どもたちの人権意識を高めていくことは必要不可欠です。 今後、関係課とも連携して、就学前から児童期、青年期を含めた成長段階にあわせた人権教育の推進に努めてまいります。</p>	
11	P6 人権施策の推進方針 ②学校	<p>②学校 現状と課題に次の視点を挿入すべき</p> <p>部落問題を中心課題に据えた人権・同和教育の実践ができるよう教職員の部落問題に対する理解を深め、指導力の向上をめざすこと。 施策の基本方向では、様々な人権課題解消の主体者として、自らの人権意識を高め差別解消の態度を身につけられるよう、部落問題の研修や当事者との交流を充実させるなど、差別実態に学ぶ研修に努めます。</p>	<p>子どもたちを指導する立場である教職員の部落問題への理解は必要です。 今後は当事者との交流やフィールドワークを行うなど、地域の実状にあわせた研修の実施に努めてまいります。</p>	

件数	ページ及び人権分野	提出された意見	応募意見に対する回答	
12	P7 人権施策の推進方針 ③地域	<p>③地域 現状と課題</p> <p>文化センターと連携した各小学校区に推進組織の構築に努めるとともに、人権・同和教育課、社会教育課、教育総務課、生涯学習センターをはじめ各地区公民館において主体的な人権教育・啓発事業に取り組むことが重要です。部落問題では、社会通念によって長い間いわゆる部落と見なされてきたところ、現にそう見なされているところが部落と認識され、部落差別が部落、部落民をつくることから、人権・同和教育課、教育総務課、社会教育課と連携し、部落の歴史、同和行政の歩み、当事者との交流などを通じて部落問題を学び自らの課題と捉える研修会の取り組みが重要です。</p>	<p>部落問題だけでなく、さまざまな地域課題の解決にむけて、公民館と文化センターの連携など、教育委員会をはじめ、関係課が連携した学習機会の提供に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">③</p>	
13	P7 (2)人権の視点に立った行政の推進	<p>(2) 人権の視点に立った行政の推進 次の項目を挿入すべき</p> <p>被差別当事者はすべて町民であるという視点を基本に行政職員自らが部落差別の現実に深く学び、差別解消の主体者としての自覚を高め行政総体による推進体制の構築に努めます。</p>	<p>常にマジョリティ（多数者）側である行政職員が人権意識を高めていく必要がありますので、さまざまな研修を通して人権意識の高揚に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">②</p>	
14	P8 推進体制の確立・調査の実施	<p>2の(1) 次の項目を挿入すべき</p> <p>町内で活動している当事者団体、人権擁護団体、同和教育推進団体等の関係団体との連携を図り、当事者に寄り添った効果的な人権教育や人権啓発が実践できるよう、各活動団体の相互交流と支援に努めます。</p> <p>3の(1) ～相談窓口を開設していますが、の次に、人権・生活を挿入すべき</p>	<p>町民との協働に向けた取組として町内の人権擁護団体等の意見交換などを行い、推進体制の再構築を行っていきます。</p> <p>また、相談窓口については、多岐にわたる相談に対応していくということで「人権・生活」を追記します。</p> <p style="text-align: right;">①</p>	
15	P8～P9	<p>相談支援及び人権啓発の充実において隣保館の役割は大変重要になっていますが、現在の職員体制で実施可能なのか。職員の資質向上しか記載されていないが。</p>	<p>現状は3人の文化センター職員で対応していますが、今後、関係機関と連携して相談支援に取り組む中で人員についても検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">③</p>	
16	P9 (3)差別事象への対応	<p>琴浦町人権啓発検討会議（仮称）の人选方法の記載がなぜ無いのか。この人选は全てに影響する。多くの町民が参加すべきだ。町民全員でもいい。人选に偏りや差別があってはならない。</p>	<p>琴浦町人権啓発検討会議（仮称）は、さまざまな専門有識者で構成し、事象の分析をするとともに、今後の再発防止にむけた啓発等についても協議をしていきます。</p> <p style="text-align: right;">④</p>	

件数	ページ及び人権分野	提出された意見	応募意見に対する回答	
17	P10 相談支援体制体系図	<p>ここで、なぜ相談支援体系図を示しているのかわかりません。ここは、人権教育・人権啓発推進体系図を示すべきではないでしょうか。そのなかで、相談支援業務を位置付けていくべきだと考えます。</p> <p>人権教育・人権啓発、相談支援の中心は人権・同和教育課です。文化センターは、部落問題の解決を基本とした施設であり、今日の他の人権課題の啓発及び相談業務は想定されていない。人権・同和教育課を中心に専門的な職員配置を行うとともに総合的な相談窓口の役割を担い、庁内各課、他の関係機関及び関係団体との連携・調整等、啓発・相談活動の充実に努めるべきです。</p> <p>民間・地域との関係は人権擁護団体、当事者団体、NPO、民間非営利団体、企業等が含まれているのでしょうか。企業においても、人権問題や環境問題など取り組み企業価値を高めているのでしょうか。</p>	<p>推進体制については、町内の人権擁護団体等の意見交換を行うなど町民との協働にむけた取組を推進します。</p> <p>また、相談支援体制については、さまざまな相談の内容にあわせて人権・同和教育課をはじめ関係課が連携し、問題の解決に向けた取組を推進します。</p> <p>なお、相談支援体系図については、今後の相談支援体制の方向性を分かりやすく表すために掲載しています。</p> <p>企業においてもさまざまな人権問題と直面する機会も多いことから、関係課とも連携して企業への教育・啓発に努めてまいります。</p>	
18	P10 相談支援体制体系図	<p>支援体制体系図中の丸ごと受け止める場合は文化センターだけでなくもっと身近な窓口や電子メールでも受けれるようにするべきだ。わざわざ文化センターに相談に行く勇気のある町民はほとんどいない。本当に支援するつもりがあるのならもっと窓口を多様にするべきだ。</p>	<p>さまざまな場所や手段で寄せられた相談についても関係課等が連携して相談に対応できるような体制づくりに努めてまいります。</p>	
19	P11 分野別施策の推進	<p>各人権課題分野の行政窓口を明記すべき</p>	<p>専門部署に特化せず、どの窓口でもすみやかに専門の部署につなげるためにあえて窓口は明記せず、連携した対応ができる体制づくりに努めてまいります。</p>	
20	P11 分野別施策の推進	<p>”分野別施策の推進”に地域に密着した項目を記載すべき。琴浦町は多くの人権問題を抱えている。幼児虐待、家庭内暴力、DV、成人虐待、脅迫、政治的、経済的町内権力者からの強要、パワハラ、セクハラ、企業・団体等による奴隷的労働環境、企業の町民への環境公害負荷の強要、医療機関や介護施設での同調圧力を利用したワクチン等の間接的な強制摂取、学校、職場でのいじめ、被差別地域意外も含む貧困差別虐待問題、など身近な項目に特化すべきだ。アイヌ問題や外国人問題、共同参画問題も重要だがもっと身近な問題抜けてませんか？予算執行や配分ありきの施策になっていませんか？</p> <p>町民の声を把握することなく作成された施策であることが透けて見える。町内の実態を把握しない基本方針になんの意味がありますか？</p>	<p>本基本方針（案）は、さまざまな人権問題を網羅的に記載し、今後の施策の方向性を記載しています。</p> <p>さまざまな人権問題について常にマイノリティ（少数者）の人たちに配慮した人権尊重の社会づくりに努めてまいります。</p>	

件数	ページ及び人権分野	提出された意見	応募意見に対する回答		
21	P12 男女共同参画に関する人権	【施策の基本的方向】で”笑顔輝く”を乱用していますがなんの意味がありますか？このような抽象的な言葉のカモフラージュは必要ですか？	第3次琴浦町男女共同参画プラン（平成30年度～令和4年度）に基づき推進する6つのテーマを記載したものです。 次期プラン策定にあわせて内容の見直しを行う予定です。		③
22	P18 3 高齢者の人権	(2) 地域包括ケアシステムを構築するための連携機関に文化センター（隣保館）も明記すべき	地域課題の解決に向けては文化センターの役割も重要であることから、追記します。		①
23	P21 5 部落問題	現状と課題の中段、依然として、の次に部落に対する忌避意識によるを挿入すべき インターネット上では、個人情報晒し、同和地区の地図や部落差別を煽る動画、身元調査や同和地区の所在調査に悪用される差別行為や差別を助長する行為～を明記すべき 施策の基本的方向の(3)に、社会的立場の自覚を深め差別に負けず、許さず、解消への行動力を身につけさせ自ら切り拓く力が発揮できるよう、必要な就学・学習・就職支援を行い～と明記すべき	インターネットを利用した部落差別は被差別部落の忌避意識にもつながる行為でもあることから、記載内容を追記します。 差別の解消にむけては、差別をする側が主体的に人権意識を高めて、差別をなくしていく必要があることを念頭において今後の教育・啓発を推進します。		①
24	P22 5 部落問題	次の項目を挿入すべき (5) 学校教育の充実と教職員の人権・同和教育の実践力を高めるため、教職員の研修と保護者の自覚を高められる研修の充実に努めます。 (6) 未来を担う児童・生徒に、自らの課題として受け止め、差別に負けず、許さず、解消する行動力を身につけさせるため、身近にある部落問題の教材化に努め、部落問題を中心に据えた人権・同和教育の推進に努めます。また、幼少期から部落問題を正しく理解できるよう、文化センターと連携したフィールドワークや地域の人々との交流する学習機会の提供に努めます。	子どもたちを指導する立場である教職員の部落問題への理解は必要です。 今後は保護者も含めて当事者との交流やフィールドワークを行うなど、地域の実状にあわせた学習機会の提供に努めてまいります。		③
25	P24 7 外国にルーツを持つ人の人権	次の項目を挿入すべき 町内に暮らす外国人の実態把握に努め、外国にルーツを持つ人の人権を尊重するため、相互交流を図り、相互支援ができる団体育成を図ります。	町内に暮らす外国にルーツを持つ人も増えてきていることから、交流を通じて支援を行うことができる体制づくりに努めてまいります。		①

件数	ページ及び人権分野	提出された意見	応募意見に対する回答	
26	P32 14 性的マイノリティの人権	<p>今回の内容は、LGBTQ（性的マイノリティ）やSOGI（性的指向・性自認）に対する人権問題が発生しております。今の社会生活で様々な範囲で人権侵害が生じているなか偏見や差別に恐れて他人を傷つけてしまいます。何でもかんでも、性に関することはいじめや差別に若干つながります。下手をして間違える、性的に走り回るといような個人情報保護になるので考えて行動したいです。</p>	<p>本基本方針(案)では、性的マイノリティの人たちの総称として使用される（LGBTQ）とあわせて性的指向や性自認を問わず（SOGI）での記載をしています。 今後は自らが持つ性も多様な性の一つであるという認識のもと、多様な性のあり方について教育・啓発に努めてまいります。</p>	④
27	P34 個人情報の保護	<p>個人情報（プライバシー）のとらえ方、特に部落問題においては地域情報も重要なプライバシーとして国は認めている。 個人名に関わることを対象とした個人情報公開の認識では不十分。個人情報公開制度が適正（個人のプライバシーが守られるための）に活用されるよう検討が必要ではないか。</p>	<p>被差別部落の地名公表はプライバシーを違法に侵害するという判例もあることから、今後は個人情報の適正な活用を検討していきます。</p>	③
28	その他	<p>下市区に計画されている産廃焼却場は、その地区や近隣で暮らしている者たちの基本的人権を侵すものではないか。健康で安心安全な暮らしをこれからも続けていきたいと常に思っている。私たちの健康財産価値などが奪われていく可能性がある。 一事業者の私欲のために私たちの基本的人権が守られないようなことがあってはならない。町はその点をしっかり考えていただきたい。</p>	<p>本基本方針（案）には個別企業の産業廃棄物処理事業の内容は含まれておりませんが、環境や人権に配慮した町づくりに努めてまいります。</p>	④
29	その他	<p>「一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり」として、「次世代へ安心して暮らせる人権尊重社会の実現」とあります。大変素晴らしいことと思います。しかし、それは日本国憲法で保障されている「基本的人権」があつてのことです。一企業の営業の自由はあると思いますが、他者の「基本的人権」を踏みにじって良いはずはありません。「基本的人権」は何より尊重されるべきものだからです。私たちが健康で安心・安全で暮らしていけることが「次世代へ安心して暮らせる」ことへつながります。</p> <p>下市地区に予定されている産廃焼却施設はそれに反するものです。このような施設が人の住むすぐ近くに、しかも豊かな農地のそばに建てられることは次世代が安心して暮らすことはできません。そのことを町もよく考えていただき、真に「人権尊重のまち」となるように尽力いただきますことを心より願っています。 （なお、境港の三光の施設が2号炉を建設することが決まりました。県内の産廃は今でも十分と言われていましたが、さらに余裕ができます。これ以上産廃焼却施設は必要ないと思います。廃プラを燃やすと大変有害な化学物質を排出します。美しい琴浦町を残し、そこに暮らす者の基本的人権を守っていただけるよう切にお願いします。</p>	<p>本基本方針（案）には個別企業の産業廃棄物処理事業の内容は含まれておりませんが、環境や人権に配慮した町づくりに努めてまいります。</p>	④

件数	ページ及び人権分野	提出された意見	応募意見に対する回答	
30	その他	<p>私たちが健康で安心安全に暮らせる権利は、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として憲法により保障されています。しかし、下市地区に産業廃棄物処理施設ができれば（すぐそば）私たちが安心して暮らすための“基本的人権”が侵されています。一人一人が尊重され、心豊かにつながりあうまちづくりの目標に合うとは思いません。</p> <p>町の方々には、自分事として考えていただき、「基本的人権」が尊重されるまちづくりを考えていただきたいと思います。</p>	<p>本基本方針（案）には個別企業の産業廃棄物処理事業の内容は含まれておりませんが、環境や人権に配慮した町づくりに努めてまいります。</p>	④
31	その他	<p>町内どこに住み暮らしても、誰一人忘れられたり、疎外されたり不安に陥ることがあってはならないと思います。今後、ますます高齢者は増え、過疎化していきますが、この状況を見越してこの町を後始末できない環境にしないため、団体やグループに属さなくても、一人だけの声でも大事にする町政・教育であってほしい。</p>	<p>本基本方針（案）には個別企業の産業廃棄物処理事業の内容は含まれておりませんが、環境や人権に配慮した町づくりに努めてまいります。</p>	④
32	その他	<p>（特別な意見はございませんが） 流動床却炉による産業廃棄物焼却施設などという忌まわしい計画が下市区の民家の直近で行われようとしています。人権蹂躪についてはいかなる陰微なものであっても許すべからざんもんであります。下市区の住民は、この発表以来、健康への危懼と不安に苛まれ、心身ともに疲弊しきっています。このようなあまりにも明らかな人権問題について何としても阻止すべく、町や人権・同和教育課が真摯に取り組んでくださることを切望してやみません。</p>	<p>本基本方針（案）には個別企業の産業廃棄物処理事業の内容は含まれておりませんが、環境や人権に配慮した町づくりに努めてまいります。</p>	④
33	その他	<p>企業の利益の為、町民一人々の基本的人権（健康で安心安全な暮らし）を営む権利を侵されないように町もしっかり取り組んでいただきたい。</p>	<p>本基本方針（案）には個別企業の産業廃棄物処理事業の内容は含まれておりませんが、環境や人権に配慮した町づくりに努めてまいります。</p>	④
34	その他	<p>最後になぜこの時期にパブリックコメントを求めていますか？行政総体であらゆる差別をなくする姿勢が位置付けられていますか。例えば部落差別は、部落外の人々の余談と偏見を持つ人から引き起こされており、同和地区住民は被害者となっています。しかし、これまでの差別事象を振り返ると世間体に潜在化している差別意識によって差別行為その人が最も不幸で被害者になっていると捉えます。部落問題の解消への営みは、すべての町民が安心安全に生活できるまちづくりの大事な視点です。</p>	<p>本基本方針（案）の策定にむけて9月から4回の策定委員会をとおして、内容を精査してきたことにより、パブリックコメントの実施時期が年末年始の多忙な時期になってしまいました。 今後は本基本方針（案）を通じてさまざまな人権問題の解消にむけて取り組んでいきます。</p>	④

件数	ページ及び 人権分野	提出された意見	応募意見に対する回答	
35	その他	このパブリックコメントに対して、丁寧に対応すべきではないでしょうか。すなわち、一人一人が人権尊重のまちづくりを願って意見書を提出していることから、意見に対して個別に回答すべきだと思います。	パブリックコメントの対応については、1月末に5回目の策定委員会の中でひとつずつ内容を確認しながら、対応を協議しました。いただいた意見への対応方針はホームページで公開します。	
36	その他	憲法では14条以外にも人権に関わる大切な記述があり第11条から第41条まで均等に扱うべきだ。14条だけが重要ではない。人権施策基本方針（案）偏りがありこれ自体が差別的扱いだ。偏った予算執行は許されない。	日本国憲法ではさまざまな人権が保障されています。本基本方針（案）では、第14条で日本国憲法の理念の一つである法の下での平等を掲載しています。	
37	その他	一般的にアメリカ、ヨーロッパで現在進行している人権政策の受け売りで琴浦町に全く不適當。町民主体の政策をとるべき。	本基本方針（案）は、さまざまな人権問題を網羅的に記載し、今後の施策の方向性を記載しています。さまざまな人権問題について常にマイノリティ（少数者）の人たちに配慮した人権尊重の社会づくりに努めてまいります。	